

岡本の国会での質問

166-衆-農林水産委員会-19号 平成19年06月06日

○西川委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本です。

きょうは大臣所信に対する質問ということでありますので、私からは、赤城大臣を中心に質問させていただきたいと思っております。

大臣、こちらを向いていただいて、きょうの質問でありますけれども、まずは農林水産省として、前回も私はお話をしましたけれども、大変急な大臣の交代ということ、松岡前大臣には大変私は期待をしておったという話も前回の質問のときにもさせていただきましたけれども、そういう中で、今回急な大臣への就任ということで、いろいろと大変なところもあるとは思いますが、まずは、新大臣として、大変山積する農政にしっかり取り組んでいただきたいということを、冒頭、私からお願いすると同時に、御就任のお祝いとさせていただきたいと思っております。

その上で、質問は質問できちっと聞いていきたいと思うわけでありまして、大臣の昨日の発言の中で、所信の中で、触れられていること、触れられていないこと、幾つかありますけれども、まず私のそもそもの関心は、大臣としてこの日本の食料の自給率の問題をどのようにお考えになられているか。今の食料自給率、政府の方針は現状を何とか維持していこうという方針だと聞いておりますけれども、今後、未来にわたって、やはり上げていかなきゃいけないというお考えなのか。それとも、この食料自給率、上げるのは大変厳しい中で、下げるのを何とか防いでいくというのが精いっぱいだというようなお考えなのか。そもそもこの食料自給率とはどうあるべきだというふうにお考えなのかをお聞かせさせていただきたいと思っております。

○赤城国務大臣 岡本委員にお答えいたします。

食料自給率というのは、食料のあり方、供給、消費の関係を一番端的にあらわす一つの指標でありまして、この指標を一つ目安にいろいろな施策を進めているわけでありまして。その指標がカロリーベースで今自給率四〇%、こういうことでありますけれども、これは先進国中最低の数字であります。

先ほど来お答えをいたしておりますけれども、この自給率というのは、いろいろな要因が絡んでおりますし、作物もいろいろな作物、食品がありますので、まず大きく、消費面と生産面、こういうふうに分けますと、消費の構造が大きく変わってきた、これが一つ大きな要因としてあります。

昭和三十年代とかかつての食生活に戻れば、これは随分変わるんでしょうけれども、日本が豊かになって、外国からの輸入品を食べるようになる。例えば、果物でも随分いろいろな国のものが食卓に並ぶようになる。そして、豊かになる中で、何よりもお米の消費が減ってきた。それからほかの、えさや何かを輸入しなければならないような畜産物とかそういうものがある、細かく見ますと作物ごとにいろいろな要因が絡んでいると思っております。一方、生産についても、もともと生産構造が分散しているとか脆弱であるとか、国土の制約要件からくる事情もありますし、そういう両々の問題があります。それを一つ一つ、どこに問題があって、どこをどう対策をとればこの自給率が上がるのか。

いずれにしても、先進国中最低というふうな自給率、これは食料の安全保障とか、また、例えば世論調査をしても、国民のこういう低い自給率に対しての不安、もっと上げるべきである、こういう期待もある。そういう中で、しっかりと工程表をつくって、今申し上げたような生産、消費両面、そしてそれぞれの作物や地域の問題にしっかりと焦点を当てながら、自給率を四五%にまず上げていこう。これは目標だけ高く掲げても実現できなければ意味がありませんので、具体的に工程表を立てて実現できるように、こういうことで努力しております。

残念ながら、八年連続で四〇%という現実もありますから、なかなか大変な課題でありますけれども、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○岡本(充)委員 私は食料自給率をもっと上げるべきだと考えていますし、今大臣が語る状況説明というか、まさに役所の主張そのとおりでありますけれども、お話をされましたけれども、そういう各種の事情をどう乗り越えていくかということをやはり考えていって、上げていっていただきたいということをまず御指摘したいと思います。

次の観点でありますけれども、今の日本の農業土木のあり方というか、圃場整備が各地で行われ、終了しているところもあります。

今後、日本のこういった農業に係る公共土木のあり方、これからももっと整備をしていかなきゃいけない地域があるのはもちろんでありますけれども、金額ベースでいけば、今後伸びていくべきだというふうにお考えなのか、それとも大体一段落した、こういうふうにお考えなのか。その点についてお答えいただけますか。

○赤城国務大臣 今の自給率の問題でもそうですけれども、これからの農政を進めるに当たって、それを担う担い手、それから農業を生産する基盤である農地、これは車の両輪だと思っております。この施策をどうやって担い手に集中、集約化していくのかということで品目横断の経営安定対策というものや一連の対策をしております。

一方、生産の基盤をどういうふう整備していくのかということは大変大事な問題だと思っております。先生御指摘のとおり、まだまだこれはきちっと整備をしていかなければいけないところがございますし、また、面的に基盤が整備されたところは大変生産効率が上がっている、経営がよくなっている。そこら辺は、基盤が整備されていることによって、飛躍的に変わってまいります。いわば車の両輪のもう一つの大きな柱でありますから、これはしっかりと進めていくべきだろう。

もちろん、それは予算、限られたものがありますので、今の財政再建の流れの中で、一方で重点化し、効率化し、しかし、やるべきところをしっかりとやることによって、より体力の強い、体質の強い農業というものを実現していく必要があると考えております。

○岡本(充)委員 私も各地を見ておりますと、確かに土地改良が終了したといってもいいところはありますが、これからの維持、整備にもお金がかかるという部分もありますし、またこれからやっつけいかなきゃいけない地域もあるのは事実だと思います。そういった意味で、大臣の所信の中では特段はっきりと方針が示されておりましたけれども、先ほどの大臣の発言に沿って、しっかりと整備も進めていただかなければいけないと思っています。

もう一つ、大臣の発言の中でお触れになられていなかったであろうと思われる、畜産の振興のことについてもお聞かせをいただきたいと思っております。

大臣が御不在のときに競馬法の改正がなされました。これは私も、ある意味、タイミングとしては仕方がなかったんであろうとは思いますが、今の畜産振興に大きな財政的寄与を果たしてきた競馬というものが、特に地方競馬において大変苦しい状況になってきている。

私も先日、名古屋競馬の厩務員の皆さん方とお話をしてまいりましたけれども、もう三年前の状況とはかなり変わってしまっていて、三年前は苦しいという状況で、何とかこの苦しみを打開したいということであったけれども、その苦しみをもう突き抜けてしまったというような思いを持っていると聞いてまいりました。本当に、厩務員も調教師も、そしてもちろん馬主の皆さんも、もちろん主催者も、みんな大変今の状況を憂えているし、それから大変な苦労の中で地方競馬を担ってみえます。

私、この質問のときにもお話をしましたけれども、一号交付金のあり方、今の一号交付金の使い道は、ざくっと言って三十億円ほど国庫に納付してもらうち、十億円ほどを地方競馬のさまざまな用途に使っているようであります。前回の競馬法の改正でその部分は使えるようになった。とはいいながら、大変厳しい今の環境を見ると、私は、なお一層の見直しをしていただかなければいけないんじゃないか。

地方競馬の例えば厩務員の方なんというのは、人によっては、一頭五万円そこそこのお金で馬の面倒を一月見て、二頭を見ていたところで一月の手取りが十万円行くか行かないか。子供を高等学校に上げることも金銭的に苦しい、こう言っている方がたくさんみえる。名古屋競馬には厩務員が百三十人います。この皆さんがほとんどこういう生活です。調教師もそれに類する大変厳しい状況にある。

こういう環境にぜひ目を向けていただいて、私は、今の農林水産省所管のさまざまな事業の中でも、極めてつらい生活をしている人がいるということを大臣もお知りいただいて、今回、この所信の中ではお触れになられておりませんでしたけれども、ぜひ対策をとっていただきたいと思うわけですが、お答えをいただけますでしょうか。

○赤城国務大臣 競馬について御指摘がございました。

まさにこの委員会で、つい先ごろ競馬法の改正が成ったわけですがけれども、改めて委員から、競馬に当たる関係者の皆さんの御苦勞、そしてまた地方競馬の問題、御指摘をいただきました。

今回の競馬法の改正は、一言で言いますと、そういう地方競馬の現状をどうするのか。それから、何といっても魅力ある、ファンがついていただけるということが何よりも大事でありますから、そういう魅力のある競馬を実現する、こういうことで改正がなされたわけでございます。

今後、この改正の趣旨に沿って、御指摘のような点もしっかり心にとめて、さらに競馬が振興され、全体として、そこで働く皆さんも、本当に、より前向きに、さらに御努力をいただけるような姿にしていきたいと考えております。

○岡本(充)委員 これに加えて言いますと、名古屋競馬は、今出走手当が一回大体五万円ぐらいだそうです。馬が走れるのは一月二回から三回ですよ。知らない方は、毎週走らせればいいじゃないかという人もいます。出走手当五万円をもらいに、毎週馬を走らせればいいじゃないかという人もいますけれども、馬はそうも走れない、機械じゃありませんから。そういう意味でいうと、二回か三回走らせると、馬主も本当に、馬一頭を飼育している経費すら出ない。よしんば、レースで一着になっても賞金は十七万円ですよ。先週の安田記念の賞金は、一着一億円です。これだけの差があるんですよ。

そういうことを考えていただくと、いかに苦しいかということがわかっていただけると思います。ぜひその点を大いに留意していただいて、施策の推進をしていただきたいと指摘をしておきたいと思います。

もう一点が、今度は食の安全の観点で、私が大変気にしております米国産牛肉の問題があります。今回、アメリカへの査察を契機にして、いわゆる暫定期間を終えて全箱開封をやめるのではないかと、こういう話が出ておりますが、これまでに見つかった違反品目も、全箱開封しなければ見つけることができなかつた違反品目もあったはずであります。

そういう意味でいうと、今回の通告をした上での現地査察というのは、向こうもある程度準備ができますから、そういう意味では、これだけでもって本当に向こうが遵守をしているのかどうかを見きわめるのは難しいし、実際に、抜き打ち査察をするという日米合意が昨年あったにもかかわらず、抜き打ち査察はこれまでたったの二回しか行われていません。二施設ですね。

そういう意味でいうと、今の米国の食の安全に対する対日輸出プログラムがどのように守られているかということ担保するにはまだ不十分ではないかというふうに私は考えておるわけですがけれども、とりわけ、今後、米国との交渉を大臣が先頭になってやられるわけでありまして、その点について大臣のお考えを。

それから、もう一つ加えて言いますと、このたびOIEの総会で、アメリカが管理されたリスクの国という分類になったそうであります。三分類だと言っておりますけれども、第三分類、不明な国になる国はまずあり得ませんから、そういう意味でいうと、これは現実的に二段階しかないリスクの分類であり、加盟国が百数十カ国ある中で、今回認定を受けようと手を挙げたのはわずかに十二カ国ぐら

いでありまして、まだまだ、この認定基準自体も、国際的に皆さんが、私も認定を受けよう、こういうような認定になっているわけではありません。

あくまで、米国の主張はそうであったとしても、守るのは日本の国民の食の安全だという観点で、大臣は、ここはきちっと、米国の農務長官とも、日本の主張を貫いていただきたいというふうに思うわけですが、まず、先日の農務長官とのお話を含めて、大臣のお考え、どういうことをお話しされたのか、そしてまた先方のお話は何だったのかをお答えいただけますでしょうか。

○赤城国務大臣 昨晚、ジョハンズ農務長官と電話会談をさせていただきました。私の新任のごあいさつが第一の目的でありますけれども、あわせて、WTO交渉に向けての我が国の立場を主張しました。また、先方から、牛肉の輸入条件の緩和についてのお話がありました。我が方から、私からは、これはあくまで科学的な知見に基づいて決めることである、現在、査察を行って、それが終わって検証している、そういう段階でありますので、その検証をしっかり進める、それがまず大事であるということを申し上げたわけです。

いずれにしても、この問題については、厚生労働省との関係がありますから、厚生労働省とも十分協議をしていかなければならないと考えております。

それで、査察のやり方について御指摘がありました。これは、査察のやり方についても、どういう査察が有効であるか、効果的であるかということは十分検討を重ねて今般の査察を行ってきたわけでございます。

今回のこの査察についてですが、検証期間を終了するための査察であり、日本側ができる限り主体的に査察を行うことが望ましいということ、また、日本側が査察を実施することが事前に米国内で公表されていたことから、抜き打ち査察への同行は行ってない、こういうことであります。

また、査察の最終日に行われた米側との出口会合において、米側より、今年度、各施設一回ずつ抜き打ち査察を行うこととしている、こういうことを聞いておりますけれども、いずれにしても、この点について、私も今検証を行っているということを聞いている段階ですので、この点も含めて、査察の検証結果の公表の際に報告をさせていただきたいと思っております。

〔委員長退席、金子(恭)委員長代理着席〕

○岡本(充)委員 そのめどは、一体いつごろ公表されるめどなのか、お答えをいただきたいのと、あともう一つは、これも大臣にお伝えをしておきたいのですけれども、米国の今の牛肉の管理状況、そしてまた、実際に米国がどのようなリスク管理を、屠畜場じゃなくて、いわゆるフィードロット等で行っているのか、こういう状況についてもぜひ十分把握をしていただいて、数ある国の中でも、恐らく就任最初に電話会談をされたのは米国だけなのであろうと思います。それだけやはりこのことについて農林水産大臣として、また省としても大変な注意を払っているであろうと思います。

しかし、だからこそ、これまでのバックグラウンドを十分把握していただいて、リスクを管理するのは自分なんだという自負はもちろん持っていたいただかなければいけませんけれども、その一方で、アメリカの主張に折れることのないようにきちっと貫いていただきたいということをお願いして、それでは、いつごろ公表されるのか、お答えをいただけますか。

○赤城国務大臣 報告の時期についてということでもありますけれども、これは、今まさに検証を行っているという最中で、鋭意やっておりますが、具体的にいつということを御報告できる段階ではございません。

また、アメリカの主張に折れることなくということでもございました。この問題については、やはり科学的な知見に基づいて決めていくことが大事だと思っておりますので、勝つか負けるかとか、折れるかどうかということではなくて、あくまで科学的に正しく判断をしていきたいと考えております。

○岡本(充)委員 科学的にというのは、客観的な事実の一つであっても、交渉の世界では、土俵をつくるという、そこを科学と呼ぶ人たちがいるわけですね。日本のつくった土俵、アメリカのつくっ

た土俵。

例えば、今回のOIEのあの基準でも、はっきり言いますと、OIEの事務局長自身はフランスの方だというふうに聞きましたけれども、その中でも、科学の分野を決めるといふ分野の担当者はアメリカ人です。科学的知見をもとにしてと言っただけでも、そこには多分にアメリカの主張が織り込まれていることも考えられるし、今回の二分類、詳細に言えば三分類でありますけれども、二分類の分け方も、アメリカの主張するBSEの汚染の基準を一つ物差しにしているところがあるわけです。

それは、ここでは時間の関係で長くは触れませんが、ぜひそこを事務方に聞いていただいて、彼らが言う科学的基準は必ずしも真実かどうかということは定かではありませんし、これが科学的根拠だといふふうに言い出せば何とでも言える。

最たるものが、肉質で牛の月齢がわかるなんという話は、これは最近急遽出てきた話で、これもフォローアップ検証をしろといふことをかねがね私は指摘をしているのに、いまだにその話は、きつときのうのジョハンズ長官からも出なかったでしょう。これは、私は何遍も指摘をしているんですよ。これを科学的根拠だと言っているような状況ですから、その科学的根拠といふのに巻き込まれないようにしていただくということが重要なんです。

最後に、この問題でいえば最後に、私が要求をしている資料、御存じですよ、いつごろまでにいただけるのか、お答えいただけますか。

○赤城国務大臣 科学的知見に基づいて、こういうことを累次申し上げてはいますが、これは、私どもはこの点についていえば素人、科学的な知見という面では、その分野の専門家の見方というのとはやはりあると思います。

科学とは何かということになると、これは非常に難しいお話になりまして、委員御指摘のように、例えば、あるものがここにある、だれが見てもそれはそこにあるものだ、こうなるわけですが、これは例えばミクロの科学の世界でいいますと、観察することによってそのものが位置が変わってしまう。量子力学の世界では、観察ということが物に影響を与える、そういうこともございます。

今私が申し上げられるのは、あくまで科学的知見に基づいてこれを決めていくしかないんだ、それから、厚生労働省との関係もありますから、この問題については十分協議をしていきたい、こういうふうにご検討しております。

それから、委員から要求のありました資料について、今鋭意取りまとめている、こういうことでございますので、取りまとまり次第御報告をさせていただきたいと思っております。

○岡本(充)委員 取りまとまり次第といっても、これはかなり以前から私要求をしておきまして、後ろで役所の人から聞かれていますけれども、これはもうかなり言っていることを改めて指摘しておきたいと思っております。これなくしては、今の米国の対日輸出プログラム遵守状況が把握できません。

それから、大臣が言われた科学という言葉、これを、科学とは何ぞやといっただけで、これはもうまさに文系の世界といふか論理学の世界に入っていく。ないことを証明しろということが非常に難しいといふことはちまたでよく言われていることでもありますけれども、例えばこういう話になると、もう完全に文学の世界に入りますよね、科学といひながら。

私は、くどいようでありますけれども、そういったある意味論拠のない話に、もしくは向こうがつくるワールドの中に引き込まれないようにしていただきたいということです。

さて、きょうは、時間の関係もありまして、もう少し聞いていきたいことがあるんですが、この話はこの辺までにしまして、きょうは各副大臣、また政務官にもお越しをいただいておりますが、このたび大変大きな話題になっております緑資源機構の話について、少しお伺いをしていきたいと思っております。

その前に、いわゆる特林懇話会と言われているところから、大臣、副大臣、政務官、それぞれの

献金並びにパーティー券というのはどのくらい購入をしてもらっているのか、お答えをいただけますでしょうか。

〔金子(恭)委員長代理退席、委員長着席〕

○赤城国務大臣 特林懇話会からの献金やパーティー券の購入についてのお尋ねでありますけれども、私は、政治と金の問題、これはきちっと法律にのっとって適正に処理をしなければいけないと考えております。

また、私自身、政治家自身は国政に専念をするということが大事で、殊さらに、金の問題について、微に入り細にわたり政治家自身がかかわったり承知したりする必要はない、私は国政に専ら専念したい、こういうことで、この資金の処理については、秘書また事務方に任せております。法律にのっとってしっかり処理をなさいということを目下申しつけております。

今回、改めてそのことを申しつけたわけですが、秘書からは、適正にきちっとやっております、こういう報告を受けております。

寄附とかパーティー券については、資金報告書ですか、そういったものに掲載されているとおりであります。

○岡本(充)委員 私はきのう通告しているはずですから、それは金額をここできちっと申し述べていただきたいと思っております。

○赤城国務大臣 法律制度、法律にのっとってきちっと処理をする、こういうことでやっておりますので、法律に従って、資金報告書なり、そういうものに報告をされている、こういうことで承知しております。(発言する者あり)

○岡本(充)委員 額を答えてくださいと言っているんです。

○赤城国務大臣 法律に基づいて報告すべきもの、公表すべきものがあれば、そこに報告をされておりますし、その必要がないものについては報告をされていないと思っております。(発言する者あり)

○西川委員長 ちょっと速記をとめてくれますか。

〔速記中止〕

○西川委員長 速記を起こしてください。

岡本充功君。

○岡本(充)委員 では、大臣、確認をしたいと思っております。

きのう、私は質問通告をしているはずですが、しっかり調べておいてくださいということが、伝わっていないからそう言われているのか、伝わっているけれども答えないのか。それとも、何らかほかの理由があって数字を言われぬのか。これをお答えいただきたいと思っております。

○赤城国務大臣 岡本委員から昨日通告をいただきまして、その特林懇話会からの献金やパーティー券購入の事実はあるのか、あるとすれば額は幾らかということで通告をいただいております。

それに対しまして、私は、この資金の問題は、秘書や事務所の者にきちっと法律に基づいて処理するよというを常々申しつけておりますし、私自身は国政に専念をする、したがって、資金の問題については一線を引くということが、むしろ政治と金の問題についてみずからの規律を保つ意味でも大事だ、これは私の考えでありますけれども、そのようにやっております。

改めて秘書に確認しましたところ、法律に基づいて適正にきちんとやっております、こういうことでありますので、収支報告書ですか政治資金報告書というのか、それに出ているとすれば、それは

法律に基づいて出すべきものはそこに載っているでしょうし、出ていないとすれば、法律に基づいて載せるべきものはない、こういうことになろうかと思います。

○岡本(充)委員 これは公表している数字を教えてくださいという国会での要求に対して、何で大臣がその数字を答えられないのか、その理由になっていないですよ。だって、先ほど私が指摘をしているとおり、これはもう既にきのうの段階で通告をしている。なおかつ、適正に処理をしているのは、それはそれで当然のことですけれども、日ごろは国政に専念をしていく、それも結構なことです。

しかし、国会の委員会で委員から質問があるということをお聞きながら、そして、それは秘書に聞けば数字が幾らであるかはわかるにもかかわらず、それをあえて答えない、無視をするというのは、これはおかしいじゃないですか。ちゃんと数字を教えてください。

○赤城国務大臣 これは、法律に基づいて処理をするということですから、法律にのっとって公表すべきものがあるならば、そこに公表されている、こういうことではないかと思っております。だから、公表すべきものがないのであれば、それは公表されていないし、報告書に載せる必要もない、こういうことになると思います。

○岡本(充)委員 公表している額に載っているか載っていないかの話をしているんじゃない。国会で質問があるということがわかっていながら、それを答えない、その理由は何なんですか。

○赤城国務大臣 たびたびお答えしていますとおり、収支報告書に記載のとおりでありますということです。

○岡本(充)委員 答えない理由は何なんですかと言っているんです。答えない理由は何なんですか。だから、それは、収支報告書のとおりですじゃないんです。それは答えになっていません。答えない理由は何なんですか。

国政に専念をしたいのはわかります、それはどうぞ、お考えです。それから、日ごろ秘書に任せている、それはどうぞ、結構です。国会で質問があるにもかかわらず、それにあえて答えない。そんなことを言えば、どんな質問でもそうですよ。例えば、緑資源機構の何とかのこういう事業について教えてください、これは公表されているとおりです、これしか答えないんですか。それでは大変不誠実じゃないですか、答弁として。聞いたら、これはすべて記者会見で言っています、公表しています、これで終わりですか。国会で聞いているんですよ、国民の代表たる者が聞いているのに、それに答えないという理由が何なのかということをお聞きしています。

○赤城国務大臣 私はきちんとお答えをしているつもりでございまして、それは委員の思うようなお答えではないかもしれませんが、政治家として、きちっと規律を持って、資金の問題は、むしろ、私は国政に専念し、資金のことについては秘書に適正に処理をするようにと、また、させる、こういうことが大事でありまして、その結果は、報告書に記載すべきものがあるならば記載をするし、記載がないということであればそれは報告の必要のないものである、あるいはそれが無い、こういうことだと思います。(発言する者あり)

○西川委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○西川委員長 それでは、速記を起こしてください。
岡本充功君。

○岡本(充)委員 では、質問の角度を変えて伺います。

大臣、御自身の報告をされている政治資金収支報告書によると、先ほどから質問をしているパーティー券、献金の額でありますけれども、パーティー券二十六万円購入をさせていただいているというのは正しいのでしょうか。それ以外にはないのでしょうか。

○赤城国務大臣 岡本委員から特林懇話会から二十六万円という数字が今出ましたけれども、その数字がどういうものか私は承知しておりませんし、報告すべきものがあれば、それは収支報告書に記載されておりますし、記載がないとすれば報告するものはない、ということだと思います。(発言する者あり)

○西川委員長 それでは、もう一回答えてもらいますから。
赤城農林水産大臣。

○赤城国務大臣 岡本委員から二十六万円というふうな購入があったのではないかと、こういうことでありましたけれども、私は、その数字、また、それがどういうものであるかは承知しておりませんし、いずれにしても、資金収支報告書に記載すべきものは法律にのっとって記載しておりますし、記載すべきでないものについては、私から申し上げる立場にはありません。

いずれにしても、秘書から、適正に処理をしている、こういうふう聞いております。

○岡本(充)委員 その数字について、私は事前通告をしているわけですから、なぜその数字について答えないのかということを知りたいんです。

逆の側から見て、では、今度、報道の話で、うちが調べた話を言うのもなんですから、報道の方でいうと、特林懇話会の政治資金収支報告書によると、徳友会が開催をした政治資金パーティー、はばたく二十一世紀の会で、○三年、○五年に八万円、○四年に十万円のパーティー券を購入している、こういう報告があるそうでもありますけれども、これは事実でありますか。